

【宿泊約款】

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で契約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊客の氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊人数及び男女比
- (4) 代表者の居住地または団体の所在地(宿泊料金は原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (5) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 岐阜県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第3に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、岐阜・西濃地方において「暴風」または「大雨洪水」警報が発令されている場合は、ご連絡をいただければ、取消料は申し受けません。その際、ご連絡はトラブル防止のため、必ずお電話にてお願いします。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 岐阜県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 宿泊室でのたばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が別表第1の料金の支払いを後日お振込のときは、あらかじめ伝えておいていただきます。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。その際、翌朝10時から午後4時までの間冷暖房を使用した場合は、通常の冷暖房費とは別に連泊間の冷暖房費として1室420円の追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

- (1) 飲食物につきましては、施設外からのお持ち込みの物は食堂内でのみ飲食可とし、発生したゴミはお持ち帰りください。
- (2) 客室内に次の様な物のお持込を禁じます。
イ、動物・鳥類等 ロ、著しく異臭を発する物 ハ、著しく多量な物品
ニ、火薬や揮発油等
- (3) 館内設備・備品等、破損若しくは汚損された場合には、実費の料金を請求させて頂く場合がございます。

(営業時間)

第10条 当施設の主な施設などの営業時間は次のとおりとします。

- (1) フロント等時間
イ、門限 午後11時00分
ロ、フロント 午前8時00分から午後9時00分
- (2) 飲食等時間
イ、夕食 食事の開始時間 午後6時00分 ~ 午後7時30分までの開始
ロ、朝食 食事の開始時間 午前7時00分 ~ 午前8時00分までの開始

2. 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1及びその他の利用料金表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 宿泊客が別表第1及びその他の利用料金の支払いを後日お振込のときは、あらかじめ伝えておいていただきます。
4. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
5. 割引券、助成券、優待券等お持ちの場合には、必ず事前にお申し付けいただきます。ご利用は、予約時及びチェックイン時にご提示頂いた場合に限りです。その他のお申し付けでは、お受け致しかねる場合がございます。

(当施設の責任)

第 12 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(駐車場の責任)

第 13 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えた場合は、その限りではありません。

(宿泊客の責任)

第 14 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

【宿泊料金等の内訳】

宿泊料金 内訳：基本宿泊料（室料）

追加料金 内訳：夕・朝食料、宿泊室冷暖房費及びその他の利用料金

備考

- (1) 基本宿泊料は、掲示する料金表によります。
- (2) 団体様の宿泊室数は、定員数の利用規定に従っていただきます。但し、当施設が必要と認められた場合は、この限りではありません。(別表第 2)
- (3) 寝具を提供しない幼児については、無料です。

宿泊料 (別表第 1)

区 分		大垣市民		左記以外	
		大人	小人	大人	小人
宿泊料 (1 人あたり)	1 人で使用	3010 円		3,980 円	
	2 人で使用	2,410 円	1,200 円	3,130 円	1,560 円
	3 人で使用	1,800 円	950 円	2,410 円	1,200 円
セミナーハウス宿泊料 (1 人あたり)		1,430 円	830 円	2,040 円	1,070 円

※「大垣市民」には、事務所の所在地が市内にある団体を含む

団体様宿泊室利用規定 (別表第2)

定員 4 名 部屋	→	3 名以上
定員 5 名 部屋	→	4 名以上
定員 6 名 部屋	→	5 名以上
セミナーハウスいちい	→	8 名以上
セミナーハウスくす	→	7 名以上
セミナーハウスひのき	→	5 名以上

宿泊施設が定める取消料 (別表第3)

契約申込人数	14 名様まで	15 名様～29 名様	30 名様以上
当日	40%	40%	40%
前日	30%	30%	30%
2 日前	20%	20%	20%
3 日前	20%	20%	20%
4 日前	10%	10%	10%
5 日前	10%	10%	10%
6 日前	10%	10%	10%
7 日前	10%	10%	10%
8 日前	—	10%	10%
14 日前	—	10%	10%
15 日前	—	10%	10%
30 日前	—	—	10%

(注) 1.%は、宿泊料に対する取消料の比率です。

2.連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して第1泊目の取消料率を適用します。

3.連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合は、その取消した宿泊日全てに対して上記取消料が発生します。

4.予約人数の一部について取消があった場合、予約人数にかかわらず、取消した人数に対して、上記取消料が発生します。

5.食事の変更は、前日の15時までにご連絡をお願いします。以降の取消については、受付できません。(連絡は必ずお電話にてお願い致します)

平成29年4月1日
令和元年10月1日改定